

東日本大震災時は、石油燃料の供給が不足し、
病院での救急対応や支援物資運搬車両の運行に支障を来すなど、県民生活に大きな影響が生じました。

このため、県では、災害により石油燃料の供給不足に直面した場合でも、

県民の皆様の生命を守り、

生活の維持を図るために業務継続が求められる病院等の重要施設や緊急車両に対し、

石油燃料を優先的に供給できる体制の整備に取り組んでいます。

災害時における重要施設や緊急車両への優先給油について、

県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

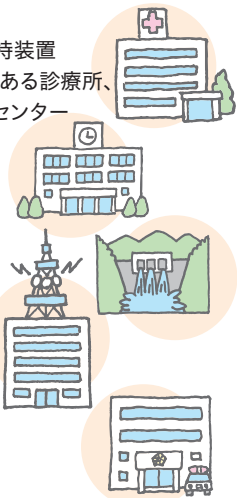


災害時の
迅速な復旧
のために

災害時に優先給油対象となる重要施設・緊急車両について

1. 重要施設の定義

- ① 病院、有床診療所、人工呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要がある診療所、休日夜間急患診療所並びに青森県赤十字センター
- ② 特別養護老人ホーム等の福祉施設
- ③ 避難所に指定されている施設
- ④ 上下水道施設、ごみ処理施設、通信施設等の県民生活の維持を図るために必要な施設
- ⑤ ダム等停電により災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要がある施設
- ⑥ 公共交通機関及び支援物資等の運搬を主な目的として運行される車両の事業所
- ⑦ 消防・警察等の災害対策業務を行う施設
- ⑧ 県及び市町村の災害対策業務等を行う施設
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部が必要と認めた施設



2. 緊急車両の定義

- ① 赤色灯付の車両
- ② 医療機関の車両、医薬品、医療材料等を搬送する車両（医療機関等の名称が表示されている車両）
- ③ 訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導を実施するための車両
- ④ 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの応急復旧を行う車両
- ⑤ 道路、河川、港湾、鉄道等の公共施設の応急復旧を行う車両
- ⑥ 給水車、ごみ収集車、除雪車等の県民生活の維持を図るために必要な車両
- ⑦ 行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両
- ⑧ 県、市町村、一部事務組合、広域連合の公用車
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部が必要と認めた車両



重要施設や
緊急車両への
優先給油
に、ご理解とご協力を
お願いいたします。

緊急車両専用ステッカーについて



(緊急車両の定義 ②④⑤⑥⑦⑧⑨)



(緊急車両の定義③)

使用方法

赤色灯付の車両以外の緊急車両が、災害時にガソリンスタンドにおいて優先給油を行う際、前面ドアの両側に貼付して使用します。
(災害時に給油を受ける時のみ貼付し、平時は使用しません。)

